

本財団業務監査人の評価 選定等に係るガイドライン(案)

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

目 次

1. 本ガイドライン制定の目的

2. 業務監査人の評価、選定等に関する基本方針

(1) 業務監査人の評価に際しての留意事項

- ① 公益法人取引実績
- ② 監査の品質管理体制
- ③ 監査の効率的、効果的实施
- ④ 適正な監査報酬

(2) 業務監査人の選定に際しての留意事項

- ① 法人の概要
- ② 選定手続き
- ③ 任期及び解任
- ④ その他

3. 本ガイドラインの制定及び改廃

1. ガイドライン制定の目的

本財団は、資金管理業務規程第30条及び監査規程第2条第4項、第5条に基づき資金管理業務を主要な対象として、業務監査等を実施している。

本財団は、法を根拠として多数の自動車所有者より多額の資金を預かり運用している点、また、本財団の活動に関与する関係者が多岐にわたる点において公共性が高く、かつ社会的責任の重い法に定められた業務を行う公益財団法人である。

従って業務執行の適切性を確認し、その結果を報告する業務監査人の選任は、社会一般から信任を得られるものでなければならない。

よって本財団の業務監査人の評価、選定等は、社会情勢の変化に応じて一般的に妥当であると認められ、かつ透明性が高いものである必要がある。

本ガイドラインは、本財団の業務監査人の評価、選定等を適切に行うため、本財団が指針として定めるものである。

2. 業務監査人の評価、選定等に関する基本方針

本財団は、業務監査人の評価、選定等に関して、本財団定款及び諸規程に基づく運用を行うとともに以下の方針に基づいた評価、選定等を実施する。

(1) 業務監査人の評価に際しての留意事項

① 公益法人会計監査等の監査実績

公益法人に対する会計監査を含む監査等の実績が豊富であること

② 監査の品質管理体制の充実

監査法人の品質管理体制が適切に整備されていること

③ 監査の効率的、効果的实施

監査チームは事業内容を理解し、適切な監査計画を策定していること

④ 適正な監査報酬

監査報酬の水準及び内容が適切であること

(2) 業務監査人の選定に際しての留意事項

① 法人の概要

法人の概要及び、品質管理体制はどのようなものか

② 選定手続き

公平性、透明性を確保するため、一般競争入札を原則とする

価格の高低及び業務の質も考慮するため総合評価を原則とする

③ 任期及び解任

選定期間は5年間で、契約は単年度契約とするが再任は可能とし、

行政処分、社会情勢の変化、契約履行状況等により、適切な業務

遂行が困難と認められる場合には、選定の見直しの対象とする

④ その他

選定手続きに際して、調達仕様書、事前申告書、入札書等の書類を

作成する

3. 本ガイドラインの制定及び改廃

本ガイドラインの制定及び改廃は、経営会議の審議を経た上で、代表理事が承認する。

以上